



2010年3月29日 第2010-10号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 「子ども手当法案」参院本会議で可決、成立

3月26日参院本会議で、子ども手当を平成22年度に支給するための「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」が、民主・社民・国民新党の与党3党と公明、共産両党などの賛成多数で可決、成立しました。

2010年度の子ども手当は、中学校修了までの子ども1人につき月額13,000円を、子どもの保護者に所得制限を設けずに支給されます。これまでの児童手当は、子ども1人につき、0～3歳未満は10,000円、3歳～小学校修了までの第1

子と第2子は5,000円、第3子以降は10,000円で、所得制限がありました。

支払日は2010年6月、10月、2011年2月、6月の4回で、支給等の事務は市町村が行います。現在児童手当を受給している場合は、自動的に子ども手当に継続されます。所得制限により児童手当を受給していない場合は、新たに市区町村に「子ども手当認定請求書」提出が必要になります。該当する世帯には4月以降に「子ども手当認定請求書」が送付される予定です。

### <子ども手当支給スケジュール>

2010年4月	市区町村が子ども手当認定請求書送付開始
6月	第1回目の支給 4、5月分の計26,000円(13,000×2)支給
10月	2回目の支給 6～9月分の計52,000円(13,000×4)支給
2011年2月	3回目の支給 10～1月分の計52,000円(13,000×4)支給
6月	4回目の支給 2、3月分の計26,000円(13,000×2)支給

支給額は子ども1人あたりの額